

盛岡市立下橋中学校の防球ネットカーテンによる事故について

平成29年5月30日

教育委員会

盛岡市立下橋中学校で発生した防球ネットカーテンによる事故について、次のとおり報告します。

1 事故の発生状況

平成29年4月19日（水）午前11時40分頃、盛岡市立下橋中学校において、グラウンドと校舎との間に設置された防球ネットカーテン（振れ止めのチェーン付き）が強風にあおられ、固定していたロープが切れたことにより、防球ネットカーテン付近に駐車していた非常勤職員の自家用車（普通車）に乗り上げ、ボンネット、フロントガラス等を損傷した。

2 事故の発生原因

事故当日の強風（瞬間最大風速19.1m）及び経年劣化により、防球ネットカーテンを固定していたロープが破損したことによる。

3 今後の対応

(1) 修理費

損傷した車両の修理費については、市が加入している「全国市長会学校災害賠償補償保険」から全額（損害賠償見込額：約60万円）支払われる予定である。

(2) 対応策

- ア 防球ネットカーテンの固定方法の見直し
- イ 防球ネットカーテン付近への駐車禁止

4 今後の予定

6月市議会定例会に「損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損賠賠償の額の決定」に係る議案を提出